

令和八年五月二十二日公布会計検査院規則第三号（計算証明規則の一部を改正する規則）

（原稿誤り）

四ページ第五号の二書式（第三十九条関係）中「以下」の部分」は「以下」の部分」の「以下」は「以下」の誤り。